

「投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ」

(第2回)

平成24年8月30日
13時00分～
協会第1会議室

次 第

1. トータルリターンの通知について
2. 信託報酬の通知について
3. その他

以 上

【金融庁投信ワーキング「中間論点整理」の記述】

○トータルリターン把握のための定期的通知制度の導入

現在、受益者は、各期の投資信託に係る分配金等が記載された取引残高報告書を証券会社等から交付されているが、投資信託購入時点から現在までの投資期間全体における分配金の額は自ら計算する必要がある。適切な投資判断のための環境を整える観点から、受益者が自分の保有する投資信託に係る投資期間全体の累積分配金を含む累積損益を把握しやすくすることは重要である。そのため、一定期間の累積損益（トータルリターン）が受益者に通知される仕組みにつき、引き続き検討を行うべきである。また、実際に負担した信託報酬の総額はそもそも通知されておらず、こういった負担額についても受益者が把握できるような取組みが重要である。

上記の検討に先立ち、事務局において、当該仕組みを制度として位置付けるのか、どのようなシステム上の対応が必要か等について実務家と議論すべきである。

【トータルリターンについて】

I. トータルリターンの計算方法の基本的な考え方

金融庁中間論点整理では、「受益者が自分の保有する投資信託に係る投資期間全体の累積分配金を含む累積損益を把握しやすくすることは重要である。そのため、一定期間の累積損益（トータルリターン）が受益者に通知される仕組み」についての検討を求めている。

これを前提とすると、トータルリターンの計算方法の基本的な考え方については、以下のとおり考えられるがどうか。

- ①個々の投資家が保有する個別の投資信託に係るトータルリターンを計算する。
- ②一部売却や追加買付も考慮して計算する（分配金を再投資する投資信託を考えると追加買付について計算上考慮せざるを得ない。そして、追加買付を考慮する以上、一部売却も考慮せざるを得ない。）。
- ③一部売却や追加買付を考慮すると「元金（元本）」が変動することから、トータルリターンを利回りベースで計算することはできないと考えられることから、金額ベースで計算する。

〈照会事項1〉

- ・上記①～③の考え方についてどのように考えるか。別の考え方がある場合には、具体的に教えてください。

(会員)

A社	B社	C社	D社	E社
①～③の考え方でよい。 利回りを提示する場合、計算の元になる保有期間、保有口数をどのように決めるかについて詳細なルールが必要になる。またルールを設定しても、それが投資家に正しく伝わるか疑問が残る。 計算式はシンプルにすべき。	① 違和感なし。ただし同一顧客で取引部店やチャネルが異なる場合の名寄せや、同一ファンドで一般口と継投口を双方保有している場合の合算は、各々極めて限定的なケースであるため本質から遠い課題として整理すべき。 ② 違和感なし。ただし同一ファンドで「保有期間毎」にトータルリターンの詳細を計算・表示することは顧客の投資判断に必ずしも有用とは考えにくいためその必要性を排除すべきと史料。 ③ 違和感なし。ただし金額表示の功罪も検討すべき事項と史料。	① について、投資家が保有する個別の投資信託となっているが、決算回数の少ない投資信託の場合、分配金も少額のケースが多く、投資家自身がトータルリターンを把握しやすいと思われるため、計算対象の投資信託は毎月決算型等多決算型だけで良いと考える。 また、分配金再投資コースや定期買付の場合も、時価評価と払込み代金の差額だけを検証すれば良いので、投資家自身がトータルリターンを把握しやすいと思われる。よって、トータルリターンの計算対象から外すべきと考える。 ②、③については、解約した際には、利益なのか損失なのかは把握できるため、計算項目に加える必要はないと考える。追加買付の場合も、投資家自身の判断で行っており、個別元本の変化も認識していると考えられることから、トータルリターンは把握できると考えられ、加える必要はないと考える。 今回、トータルリターンの計算が必要なのは、投資家の意思とは関係なく仕組みとして、個別元本が変化する場合ではないかと考える。	上記①～③の考え方に同意します。	異議ございません。

F社	G社	H社	I社	J社
個々の投資家のトータルリターンということであれば照会用資料に記載されている考え方で問題ないと思います。これ以外の考え方ではトータルリターンとは言えないと思います。	①認識どおりですが、MMFのような商品性のファンドは除外でもよいと考えます。 ②再投資については、お客様より新たな資金が入ってくるわけではないため、計算要素としては不要と考えます。 ③認識どおりです。	個々の投資家の一定期間の累積損益を計算するにあたっては、期間内の一部売却や追加買付を考慮する必要があり、元本の変動が前提となることから、利回りベースでの計算は困難であると考えられます。したがって、③の金額ベースでの計算、表示が妥当かつ現実的であると考えます。	特に異論はありません。	問題ございません。金額ベースでの算出の方が、分かりやすいと思われます。

(特別会員)

K社	L社	M社	N社	O社	P社
特段意見はございません。	金額ベースでの計算や一部売却・追加買付の勘案等、基本的な考え方としては提示された内容に違和感はない。但し、「相続先」「販売会社間振替先」はトータルリターンの計算に支障をきたし、且つ発生頻度高、しかも相続先は増加する一方であることから、基本的な考え方の中でどのように取り扱うのか、検討を要する。 ○「相続先」(既に弊行ではトータルリターン計算のネックとなっている) ・相続により受け継いだファンドは、どの期間の累積分配金をトータルリターンに反映させるのか？ ・相続人自身が、相続するファンドと同一ファンドを元々保有していた場合、何を投資金額と考えるのか？等 ○「販売会社間振替先」 ・振替時点での残高のみの振替となることから、投資金額や累積分配金の情報は、どのように伝達し、トータルリターンに反映させるのか？等 その他、証券事故リカバリー先等、イレギュラーな対応先についても、システム上の問題から算出困難である。	計算方法に違和感ございません。	①について ・記載のとおり、金融審議会の投資信託・投資法人法制の見直しに関するWGの趣旨を踏まえれば、個々の投資家が保有する個別の投資信託の計算が必要と考えます。 ②について ・記載のとおり、お客さまに「トータルリターン」を通知するためには、追加買付や一部解約も考慮する必要があると考えます。 ③について ・記載のとおり、追加買付や一部解約を考慮した場合、元本が変動することにより、利回り表示は困難と思われ、金額ベースで表示することになると考えます。	①～③の考え方につき、異論ない。	○①～③の考え方でよいと考える。⇒6行 ○分配金の問題(「分配水準」と「運用成果」のミスマッチ、「元本の取り崩し」の発生等)を起点として考えると、当該ファンドへの投資効果を知るという観点では①～③の考え方で事足りると思われるが、顧客側に立つと、過去に実現した売買損益も含めて「どれだけ儲かったのか？損したのか？」を知りたいニーズもあり、システム対応の必要性を考えると、(当初から)幅広い顧客ニーズへの対応を検討しておく必要がある。⇒1行

II. トータルリターンの計算方法

1. 計算要素、計算式

トータルリターンの計算要素としては、「(累計) 買付金額」、「(累計) 売付金額」、「(累計) 受取分配金額」、「計算時点の評価金額」が考えられるがどうか。
また、トータルリターンの計算式としては、以下のような計算式が考えられるがどうか。

$$\text{〔計算時点の評価金額〕} + \text{〔(累計) 受取分配金額〕} + \text{〔(累計) 売付金額〕} - \text{〔(累計) 買付金額〕}$$

〈照会事項2〉

・上記の計算要素、計算式についてどのように考えるか。別の計算要素、計算式のご提案がある場合には、具体的に教えてください。

(会員)

A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社
・提示された計算式でよいと考える。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「売付金額」→「換金金額」等？顧客に違和感がない表現が肝要。 ● 顧客の新たな投資ではないため、累積投資口の再投資については受取分配金額にも買付金額にも含めないと思料。 	(「計算時点の評価金額」+「累計受取分配金額」)-「累計買付金額」	上記の計算要素、計算式について同意します。	異議ございません。	<p>計算要素、計算式についても取得時データが明確な場合は問題ないと思います。</p> <p>ただ、売付金額については「(c) 受渡代金」については、解約手数料に対する消費税額も考慮する必要があるのではないのでしょうか？</p> <p>取得時データが不明の場合には、「特定取得価額」または「個別元本+買付手数料等の概算額」を買付金額の代替とするなど検討する必要があると思います。</p>	「(累計) 買付金額」に再投資額が含まれるとされている場合、再投資については、お客様より新たな資金が入ってくるわけではないため、計算要素としては不要と考えます。

H社	I社	J社
金額ベースで計算する場合、ご提示(以下)の計算要素が妥当であると考えます。 (「計算時点の評価金額」+「(累計) 受取分配金額」+「(累計) 売付金額」)-「(累計) 買付金額」	大枠で異論はありませんが、個々の要素について修正が必要と考えますので、下記2.で回答します	特定口座の場合の源泉徴収等も含める理解でしょうか。

(特別会員)

K社	L社	M社	N社	O社	P社
<p>特段意見はございません。</p>	<p>I. に記載の通り、相続先や販売会社間振替先、証券事故リカバリー先等イレギュラーな対応先については、過去の買付金額や売付金額等の把握は困難であるため一律の計算式は馴染まないが、基本的な考え方としては提示された計算要素・計算式に違和感はない。</p>	<p>計算式に違和感ございません。</p>	<p>先日のWGでも意見が出されておりましたが、既にお客さまに損益を示している金融機関が一部いることや個々の販売業者のシステム的な制約等も想定されることを考えますと、今後トータルリターンを導入を検討する販売業者の考え方のひとつの目線として提示する位置づけとして頂きたい。</p> <p>また、銀行系の販売会社については、投資信託のシステムをベンダーから提供を受ける形で利用しているケースが多く、当該システムにおいて対応することも想定されることから、ベンダーへのヒアリングも有効ではないかと考えます。</p>	<p>計算要素・計算式につき、異論ない。</p>	<p>○提示された計算要素、計算式で問題ないとする。⇒5行</p> <p>○概ね問題はないとする。ただし、募集期間中のファンドや、作成基準日が償還日から顧客への支払日前日までにあたるファンドについても、トータルリターンを算出する場合は、評価金額の算出方法についての考え方や、「償還金額」についての考え方を整理する必要があると思われる。⇒1行</p> <p>○実質的な投資効果を測定する観点では本計算式で十分と考える一方で、顧客には個別元本や譲渡損益など税務上の数字も通知されるため、顧客が十分に理解出来る表記等への工夫が必要と思われる。⇒1行</p>

2. 計算要素の算出方法

各計算要素については、概ね、以下の段階を経て算出されると考えられる。

(1) 買付金額

(a) 約定代金	[基準価額] × [購入口数]
(b) 販売手数料	[(a) 約定代金] × [○% (販売手数料率)]
(c) 販売手数料に係る消費税	[(b) 販売手数料] × [5% (消費税率)]
(d) 受渡代金 (税抜)	[(a) 約定代金] + [(b) 販売手数料]
(e) 受渡代金 (税込)	[(a) 約定代金] + [(b) 販売手数料] + [(c) 販売手数料に係る消費税]

(2) 売付金額

(a) 約定代金	[解約価額] × [購入口数]
(b) 解約手数料	[(a) 約定代金] × [○% (解約手数料率)]
(c) 受渡代金	[(a) 約定代金] - [(b) 解約手数料]

(3) 受取分配金額

(a) 分配金額	[分配金率] × [保有口数]
(b) 分配金課税	[課税対象額 (分配金額 (普通分配金額))] × [○% (税率)]
(c) 分配金受渡代金	[(a) 分配金額] - [(b) 分配金課税]

(4) 計算時点の評価金額

(a) 計算時点の評価金額	[計算時点の基準価額] × [保有口数] [計算時点の解約価額] × [保有口数]
---------------	----------------------------------------------

〈照会事項3〉

(ア) 上記(1)～(4)の計算要素について、具体的にどのような金額を計算に用いるべきと考えるか(例:(1)買付金額については、「(d)受渡代金(税抜)」の金額)。また、できればその理由も教えてください。

(イ) 照会事項2において、新たな計算要素を挙げた場合には、当該計算要素について用いるべき具体的な金額を教えてください。

(会員)

A社	B社	C社	D社
<p>(ア)</p> <p>(1) 買付金額については、(e)受渡金額(税込)</p> <p>(2) 売付金額については、(c)受渡代金</p> <p>(3) 受取分配金については、分配金受渡額</p> <p>(4) 計算時点の評価金額については、どちらでも可。 (現在、弊社の取引残高報告書等では計算時点の解約価額を使用)</p> <p>理由: トータルリターンを計算する場合、実際に顧客が支払った額、受け取った額を基準にすべきと考えます。また、売却時の税金については、①一般口座、特定口座(源泉徴収なし)では、確定申告時まで課税が発生せず、②特定口座(源泉徴収あり)でも、損益通算により実際の税額が変動するため、ファンドに紐付けることができません。</p> <p>また、過去に遡及する場合、上記データであれば顧客勘定元帳から作成が可能だと思います。</p> <p>(イ) 該当なし</p>	<p>(ア) (1) 違和感なし。(2) 解約手数料に係る消費税が欠落。特定源徴口座の場合、税額は個々の取引で確定しないため、税引前計算となるが、税額が、顧客の手取額・トータルリターン上、過大評価されてしまうことに留意。</p> <p>(3) 各社各様に計算しているので一律に語れないはず。分配金受渡代金(分配金受渡金額が適切)から税を控除するところは熟慮が必要(特定口座や源泉税等個々の顧客の属性により多様になりがちな部分)。(4) コンサバに考えるなら解約価額を用いると思料。また手数料後払い型投信では換金時に係る手数料を加味して評価額を算出する必要があり、その場合に用いる料率をどれにするかに議論が必要。</p> <p>(イ) 特になし。</p>	<p>(ア) (1) 買付金額については、「(e)受渡代金(税込)」</p> <p>(2) 必要なし</p> <p>(3) 受取分配金額については、「(c)分配金受渡代金」、なお(a)の分配金額については、1口当り分配金額×購入口数の方が良いと考える。</p> <p>(4) 計算時点の評価額については、「(計算時点の基準価額)×(保有口数)」</p> <p>(イ)</p>	<p>(ア)</p> <p>(1) 買付金額は(e)受渡代金(税込)。理由: リターンは消費税も考慮して計算したほうが、投資家の利便に合うため。</p> <p>(2) 売付金額は(c)受渡代金。理由: リターンは解約手数料や源泉税も考慮して計算したほうが、投資家の利便に合うため。</p> <p>(3) 受取分配金額は(c)分配金受渡代金。理由: リターンは源泉税も考慮して計算したほうが、投資家の利便に合うため。</p> <p>(4) 計算時点の評価金額は[計算時点の基準価額]×[保有口数]。理由: 取引残高報告書への参考時価に基準価格を使っているため、それを使っても特に顧客に違和感はないものと思われる。信託財産留保金、解約手数料等を計算に考慮すると計算そのもの、及び顧客への説明が煩雑になりすぎると思われる。</p> <p>(イ) 該当なし。</p>

E社	F社	G社	H社
<p>(ア)</p> <p>(1) (a) 約定代金</p> <p>(2) (a) 約定代金 または (b) 受渡代金</p> <p>(3) (a) 分配金額</p> <p>(4) 計算時点の基準価格 × 保有口数</p> <p>(イ) —</p>	<p>(ア)</p> <p>(1)買付金額については「(e) 受渡金額 (税込)」 買付手数料、消費税込みの買付受渡金額が投資金額のなるべきだと思います</p> <p>(2)売付金額については「(c) 受渡代金」 譲渡益税については、一般口座や特定口座でも源泉徴収なしの口座の場合には源泉徴収は行われないので、税金は控除する必要はないと思います。 なお、解約手数料がある場合には、控除されて当然として、さらに解約手数料に対する消費税額も控除の必要があるのではないのでしょうか？</p> <p>(3)受取分配金額については「(c) 分配金受渡代金」税引き後の分配金受取額でいいと思います</p> <p>(4)計算時点での評価額は [計算時点の基準価額] × [保有口数] 信託財産留保額や解約手数料についても考慮する必要があるかも知れませんが、一般的に公表されている基準価額で評価を行うのが一番解かり易いと思います。</p> <p>(イ) 取得時データが不明の場合には、「特定取得価額」または「個別元本+買付手数料等の概算額」を累計買付金額の代替とすることが適切かと思います。 トータルリターンの計算開始時点のデータで算出します。</p> <p>特定口座で取得価額が計算されているもの ⇒ 概算累計買付金額 = 特定取得価額 × 口数 (特別分配金などを考慮した取得価額)</p> <p>非特定口のもの ⇒</p> <p>(a) 個別元本 × 口数</p> <p>(b) 概算買付手数料額 = 個別元本 × 買付手数料率</p> <p>(c) 消費税額 = 概算買付手数料額 × 税率</p> <p>(e) 概算累計買付金額 = (a) + (b) + (c)</p> <p>2000年以前に買付けたもので、平均信託金から個別元本へ移行したのものについては、実際の買付価格との乖離がある可能性もありますが、これ以外に使用できる数値はないと思います。</p>	<p>(ア)</p> <p>認識のとおりです。お客様と決済する金額が「(d) 受渡代金 (税抜)」であるため。 お客様は、自分がいくら支払って、いくら受取れたかを把握されたいのだと考えます。</p> <p>(イ)</p> <p>認識のとおりです。</p>	<p>(ア)</p> <p>(1) 買付金額については「(e) 受渡代金 (税込)」の金額。投資家にとっては、税込みの実質的な投資コストの表示がわかりやすいと考えられるため。ただし、他社から移管された場合等、実際の投資コストの把握が困難であるケースが想定されるため、「個別元本」等を使用した計算も可能とするなどの手当てが必要であると考えます。</p> <p>(2) 売付代金については「(c) 受渡代金」の金額。売付代金については、解約手数料を考慮した「(c) 受渡代金」の表示が、投資判断にあたってより参考となると考えられるため。</p> <p>(3) 受取分配金額については、(c) 分配金受渡代金の金額。投資家が受取済みの、税引き後分配金の累計額を使用するのが妥当と考えます。</p> <p>(4) 計算時点の評価金額については、[計算時点の解約価額] × [保有口数] の金額。投資家の投資判断にあたっては、信託財産留保額を控除した解約価額での表示がより参考となると考えられるため。</p> <p>(イ) 該当なし</p>

I 社	J 社
<p>(ア)</p> <p>(1) 買付金額：「(e) 受渡代金 (税込)」。</p> <p>(2) 売付金額：「(c) 受渡代金」。</p> <p>但し、(a) 約定代金は[解約価額]×[解約口数]に修正、(b) 解約手数料は解約手数料等とし、[(a) 約定代金]×[〇% (解約手数料率)]+[(a) 約定代金]×[〇% (信託財産留保額率)]に修正、(c) 受渡代金は[(a) 約定代金]-[(b) 解約手数料等]に修正すべきと考えます。</p> <p>なお、既に売付けた金額であるので、本来なら譲渡所得に対する課税も考慮すべきですが、投資家によって、「源泉徴収ありの特定口座」、「源泉徴収なしの特定口座」、「一般口座」と異なる状態が存在し、加えて他の有価証券売買との損益通算の有無も絡むことから、ここでの対応は極めて困難と考えます。売付金額については税金を考慮していない旨を明示することで対応することでよろしいかと考えます。</p> <p>(3) 受取分配金額：「(c) 分配金受渡代金」。</p> <p>但し、(a) 分配金額は[1 口 (或いは 10,000 口) あたりの分配金額]×[各決算期(外国投信では分配宣言時)における保有口数]に修正すべきと考えます。</p> <p>(4) 計算時点の評価額：信託財産留保額のないファンドは[計算時点の基準価額]×[保有口数]を使用、信託財産留保額のあるファンドは[計算時点の解約価額]×[保有口数]を使用。なお、[解約価額]とは[基準価額]から信託財産留保額を控除したものと解して回答しておりますので、当方の認識が違っていけば、ご教授下さい。</p> <p>なお、以上は理想的な計算要素、計算式ではありますが、投資家が保有する全てのファンドを通知対象とするとなると、全協会員がこれに対応できるとは到底考えられません。かなり数の協会員において、上記要素の多くについて記録は保有するものの、紙ベース、マイクロフィルムベースであり、システム上のデータベースでは保有していないと思われるからです。したがって、システム構築以前に膨大な記録を眼で探し、データ化する作業を行う必要があり、莫大なコストと膨大な人的手当て、時間が必要となります。加えて、10 年以上前の記録は廃棄されているケース等も考えられます。</p> <p>そこで、当該計算要素、計算式を採用する場合は、例えば、通貨選択型ファンドが登場した 2009 年以降新規設定された毎月分配型ファンドのみを対象とするか (データベース作成の負荷を軽減。但し、この場合もかなりの作業期間、人的手当てが必要な為、極めてハードルは高い。)、或いは、例えば、2014 年以降新規設定または新規取扱するファンドから本通知制度をスタートする (当初からデータの蓄積が可能。前者より対応は容易。) 等の対応が必要と考えます。過去に遡る期間や対象ファンドを拓げるのであれば、計算要素、計算式を相当簡便化しないと対応は不可能と考えます。</p> <p>なお、既に先行して通知している協会員があるとのことですが、先行協会員のこれまでの通知内容との不整合、または協会員間での不整合で、投資家に混乱が生じることがないように計算要素、計算式の統一化の議論が必要です。</p> <p>一方、納税という観点から販売会社は特定口座保有者に対し、年間取引の実現損益を法定帳票として別の計算方式で既に通知しています。本通知制度の計算要素、計算式と特定口座の計算要素、計算式は異なる為、例えば、本通知制度による通知を参考に利益があると思い、売却したファンドが、特定口座上は損失となることやその逆のケースも考えられます。その場合、投資家の混乱、クレーム、訴訟等のリスクは避けられません。投資家による「適切な投資判断のための環境を整える観点」からの制度創設であることは十分理解していますが、目的、計算方法が異なるにもかかわらず、投資家には違いが解り難い二種類の通知を並立させるには、両者の差異を明確にする工夫を手当する必要があります。</p> <p>(イ)</p> <p>回答なし。</p>	<p>(ア)</p> <p>1. で記載させていただきましたが、特定口座での売却の場合、とくに「源泉徴収あり」を選択している場合の考慮が必要かどうか検討が必要かと思えます。</p> <p>(イ)</p> <p>お客様から見れば、税金も含め勝ち負けを知りたいと思われるため。</p>

(特別会員)

K社	L社	N社	O社	P社
<p>(ア)</p> <p>(1) e (実際に顧客が支払った金額として考える場合、受渡代金は税込表示が妥当。)</p> <p>(2) c ((1)と同様の考え方。ただし、解約手数料がある商品は取り扱っていない。)</p> <p>(3) c ((1)と同様の考え方)</p> <p>(4) a (計算時点の解約価格を採用。(1)と同様の考え方)</p> <p>(イ)</p> <p>該当なし</p>	<p>(ア)</p> <p>(1) 買付金額については「(e)受渡代金(税込)」。顧客にとっては支払っている金額であって、消費税を別出しで算出する理由は無くシステム上も困難。弊行では損益計算時に、1口あたりの手数料・消費税込金額である「取得単価」をベースとしている。顧客にとっても、種々の用語や概念が出てくるのは望ましくないと考える。</p> <p>(2) 売付金額については「(c)受渡代金」。顧客にとっての入金額は税引後のため。</p> <p>(3) 受取分配金については「(c)分配金受渡代金」。顧客にとっての受取額は税引後のため。</p> <p>(4) 信託財産留保額の要否や金額までを個別に反映することは困難なため、計算時点の基準価額により算出。</p> <p>(イ) 該当なし</p>	<p>(ア) お客さまに分配金や手数料等加除後の損益状況を適切に示すという目的が果たされる限りにおいては、「税抜」「税込」の何れかの金額を計算に用いること等を含め、その計算過程は、お客さまへの説明が行われることを前提に各販売会社で決めることでよいのではないかと考える。</p> <p>(イ) —</p>	<p>(ア) 以下の金額を計算に用いるべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1) 買付金額：(e)受渡代金(税込) ・(2) 売付金額：(c)受渡代金 ・(3) 受取分配金額：(c)分配金受渡代金 ・(4) 計算時点の時価評価金額：[計算時点の基準価額] または [計算時点の解約価額] × [保有口数] <p>なお、(1) 買付金額および(3) 受取分配金額に分配金再投資分を含めることも考えられる。</p> <p>また、(2) 売付金額につき、平成20年12月30日までに基準価額が決定した「解約」の取引については、税引後の金額とすることも考えられる。</p> <p>(イ)</p>	<p>(ア) 回答6行、未回答1行</p> <p>(1) 買付金額については、(e) 受渡代金(税込)。⇒6行</p> <p>(2) 売付金額については、(c) 受渡代金。⇒6行 (解約手数料に係る消費税を考慮する必要がある。⇒1行 法人顧客については、「解約益に係る税額」を差引いた金額とすべきである ⇒1行)</p> <p>(3) 受渡分配金額については、(c) 分配金受渡代金。⇒6行 (「分配金額」について、[分配金率]×[保有口数]ではなく、[1口あたり分配金額]×[保有口数]で計算することが妥当と考える。また、「分配金課税」については、所得税と住民税を別個に計算することが妥当と考える。⇒1行)</p> <p>(4) 計算時点の評価金額については、 [計算時点の解約価額] × [保有口数] ⇒3行 (その理由として、いずれもキャッシュベースでの実現損益を受益者に伝えるべきであるため。⇒1行) [計算時点の基準価額] × [保有口数] ⇒1行 [計算時点の基準価額] × [保有口数] ÷ 「計算口数」 ⇒1行 [計算時点の解約価額] × [保有口数] 又は [計算時点の基準価額] × [保有口数] ⇒1行</p> <p>(イ) 回答有り⇒1行、特になし⇒6行</p> <p>○ 募集期間中のファンドや、作成基準日が、償還日から顧客への支払日前日までにあたるファンドの評価金額について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成基準日が募集期間中の場合の評価金額 = 募集単価 × 計算口数 × 保有口数 ÷ 計算口数 ・作成基準日が償還日から顧客への支払日前日までの場合の評価金額 = 償還単価 × 計算口数 × 保有口数 ÷ 計算口数 <p>○ 償還金額について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還金額 = 償還単価 × 計算口数 × 保有口数 ÷ 計算口数 <p>ただし、法人顧客については「償還益にかかる税額」を差引いた金額</p>

(ア)

(1) 投資者にとってのトータルリターン計算には、可能な限り投資者が実際に支払った金額を用いることが適切と考えることから、買付金額については、「(e) 受渡代金 (税込)」の金額を用いるべきと考えます。

(2) 同様に、可能な限り投資者が実際に受け取った金額を用いることが適切と考えることから、売付金額については、「(e) 受渡代金 (税込み)」(後掲 (イ) ご参照) の金額を用いるべきと考えます。

(3) 同様に、可能な限り投資者が実際に受け取った金額を用いることが適切と考えますが、分配金への課税は損益通算の対象となる可能性があることから、ここでは、算出基準を明確にした上、「(a) 分配金額」を用いるべきと考えます。

(4) 同様に、可能な限り投資者が換金した場合に受け取れる金額を用いることが適切と考えることから、「[計算時点の解約価額]×[保有口数]」を用いるのが適切と考えます。解約価額は、「[基準価額]－[信託財産留保額]」として認識しております。

※上記の考え方は、いずれも投資者にとっての収支の観点から優先して選定しておりますので、ファンドのリターンから控除された販売手数料 (税込み) の累計金額についても内訳を開示するとより理解し易くなると考えられます。

(イ)

計算要素は、ご提示いただいたものを利用します。

ただし、以下の要素は誤植と思われる箇所の読み替えや解釈の追加を行っております。

なお、前掲 (ア) において追加解釈の項目を利用しております。

(2) 売付金額

(a) 約定代金	[解約価額] × [購入解約口数]
(b) 解約手数料	[(a) 約定代金] × [○% (解約手数料率)]
(c) 受渡代金 (抜き)	[(a) 約 金] － [(b) 解約手数料]
(d) 解約手数料に 係る消費税	[(b) 解約手数料] × [5% (消費税率)]
(e) 受渡代金 (税込み)	[(a) 約定代金] － [(b) 解約手数料] － [(d) 解約手数料に 係る消費税]
(f) 解約価額	[基準価額] － [信託財産留 額]

Ⅲ. 現行の対応

〈照会事項4〉

- ・今後、ワーキンググループに提示するという前提で以下についてご回答ください。
- (ア) トータルリターンについて、現行の対応（会社としての対応）を教えてください。
 - ①トータルリターンについて計算し、顧客に通知している。
 - ②トータルリターンについて計算し、顧客からの照会があれば回答している。
 - ③トータルリターンについて計算はしているが、顧客への通知、回答は行っていない。
 - ④トータルリターンについて計算はしていない。
 - ⑤その他（具体的にご記入ください。）
- (イ) トータルリターンの計算、通知を行っている場合、その対象としている投資信託の範囲について教えてください。
- (ウ) トータルリターンの計算を行っている場合、具体的な計算方法を教えてください（サンプル資料等を添付して頂いても結構です）。
- (エ) トータルリターンの通知又は照会への回答を行っている場合、具体的な通知・回答の項目及び方法を教えてください（サンプル資料等を添付して頂いても結構です）。

(会員)

A社	B社	C社	D社	E社
<p>(ア)⑤トータルリターンは開示していないが、取引残高報告書と一緒に、特定口座における簿価金額、評価金額、評価損益および受取分配金額累計（税引き後、再投資コースの場合、再投資金額を表示）を通知している。</p> <p>(イ)すべての公募株式投資信託(特定口座受入分)</p> <p>(ウ) 該当なし</p> <p>(エ) 該当なし</p>	<p>(ア) 財形やミリオンでは累計分配金額、累計買付価額等を表示しています(①に相当)。ただし、損益表示はしていません。しかし、それ以外の投資信託については④です。統一した計算方法に基づくトータルリターン値を社内システムや対客帳票に表示はしていませんが、顧客からの照会があれば営業担当者が投資信託の銘柄属性データ→顧客情報システムを基に、個々に計算し回答しています。</p> <p>(イ) 上記のとおり、財形やミリオンが該当します。</p> <p>(ウ) 添付ファイルをご覧ください。時価評価及び累計分配金額、累計買付価額等を表示していますが、損益計算はしていません。</p> <p>(エ) (ウ) 同様。</p>	<p>(ア) 弊社では②の対応をしている。</p> <p>(イ) 対象の投資信託は弊社取扱い全ファンド</p> <p>(ウ) (計算時点の基準価額×保有口数) - (個別元本×保有口数)・・・① 分配金に関して別途計算：対象期間を指定し、時系列表示された分配金額を累計する。・②</p> <p>(エ) (ウ)の①については、預り明細、②については分配金明細を適時、印刷して投資家に渡し、説明する</p>	<p>(ア) トータルリターンについて現行の対応（会社としての対応）</p> <p>⑤その他： ごくまれに顧客の要請に応じて個別投信に係る損益を回答する場合があります、その場合には概ね上記の貴会の案に沿った方法でおこなう。</p> <p>ただし、それらの場合でも、顧客の文書による要請に対し当社が文書で通知する、というような性格のものは過去になく、むしろ営業担当者と顧客との会話の中での話しというようなものであるため、当方からは過去に顧客へ交付済みの取引残高報告書・各種報告書等に記載の受渡金額、支払い分配金、等の数値を示し、計算方法をご説明し、顧客にご理解・ご確認いただくような方法をとるよう営業担当者を指導している。</p> <p>(イ) 特に範囲は決めていない。</p> <p>(ウ) (ア) のとおり。</p> <p>(エ) (ア) のとおり。</p>	<p>(ア) ⑤その他 顧客の照会に応じて計算と回答を個別に行っている</p> <p>(イ) -</p> <p>(ウ) -</p> <p>(エ) 個別対応のため、サンプルがございません</p>

F社	G社	H社	I社	J社
<p>(ア) ④ 当社ではトータルリターンの計算は行っていません</p> <p>(イ) 行っていません</p> <p>(ウ) 行っていません</p> <p>(エ) 行っていません</p>	<p>(ア) ②を選択。「(累計) 買付金額」(再投資除く)、「(累計) 売付金額」、「(累計) 受取分配金額」、「計算時点の評価金額」をそれぞれ社内のシステムで計算している。損益については手計算。顧客からの照会に応じて回答している。</p> <p>(イ) 公募・私募問わず、株式・公社債投信問わず、すべての投資信託。ただし、ETFや日々決算ファンド、外貨建てMMFを除く。</p> <p>(ウ) ・「(累計) 買付金額」は、お客様と決済する受渡金額(手数料等込み)の合計。ただし、再投資による買付は除く。 ・「(累計) 売付金額」は、お客様と決済する受渡金額(手数料等差引後)の合計。 ・「(累計) 受取分配金額」は、お客様へ支払われた税引き後の受渡金額の合計。ただし、再投資される分配金は除く。 ・「計算時点の評価金額」は、下記サンプルには掲載されていないが、直近の評価額として計算されている別のシステムが存在しているため、それぞれの情報を合わせてトータルリターンは計算できる。ただし、信託財産留保額がかかるファンドにおいても基準価額で評価額を計算している。</p>	<p>(ア) ④トータルリターンについて計算はしていない。</p> <p>顧客毎の残高表示画面において、商品毎および分配金の再投資・受取コース毎の、日々の評価額、評価損益、平均取得単価、個別元本を表示しております。但し、上記において受取済みの分配金については考慮しておりません。</p> <p>(なお、参考情報として、ファンド自体の期間別の「トータルリターン」(収益分配金再投資ベース)は当社ウェブサイトに表示しております。)</p> <p>(イ)</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ)</p>	<p>(ア) ②(但し、以下の通り極めて簡便な内容に止まる。)</p> <p>(イ) 当社が販売し、時価を入手可能な国内投信と外国投信の全て。但しMMFとMRFは除く。但し、通知可能な項目は、①当社提案資料上における「参考評価額」「参考評価損益」「果実受取累計」および②特定口座上における「取引口座の年間売買損益」のみです。</p> <p>(ウ) 「参考評価額」: 保有口数×基準価額 「参考評価損益」の計算式: 保有口数×(現在の基準価額-平均取得単価) 「果実受取累計」: 過去5年の分配金の税引後の受取額累計。但し、再投資分も含む。 「年間売買損益」: 特定口座計算方法に順ずる。</p> <p>(エ) (イ)の①は、営業員による訪問や店頭での直接手渡しまたはオンライントレードでお客様自身がネットで閲覧する方法で提供。また、以下の内容のディスクレーマーを掲載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産管理の目安、ご参考として提供している任意的、付加的なサービスであること。 ・一定の条件の元に当社が作成したもので、法令に基づく開示資料ではないこと。 ・お客様がレポートを利用して行う一切の判断について、当社がその責任を負わないこと。 ・データおよび内容は作成日時点のもので、将来予告なく変更される可能性があること。 ・各指数に関する知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出・提供元に帰属すること。 <p>(イ)の②は、売却時の取引報告書に特定口座上の損益と年間損益合計額を同封し通知。</p>	<p>回答無し</p>

(特別会員)

K社	L社	M社
<p>(ア) ①</p> <p>K社としては販売実績がないものの、業界の投信窓販取次スキームで考えた場合、取引残高報告書に参考資料という形で一部商品（公募公社債投信）を除きトータルリターンを通知している。</p> <p>また、一部の登録金融機関では、顧客から照会を受けた場合、自前のシステム対応により当該時点のトータルリターンを即日算出のうえ、回答を行っている。</p> <p>(イ) 公募株式投信</p> <p>(ウ) 照会用資料Ⅱの計算方法と同じ。</p> <p>(エ) 取引残高報告書末尾に参考資料として掲載している。</p>	<p>(ア) ①</p> <p>(イ) 国内投資信託のみ</p> <p>(ウ) 「計算時点の評価金額」+「(累計)受取分配金額」+「(累計)売付金額」-「(累計)買付金額」</p> <p>(エ) 取引残高報告書の中の一項目として定期的に通知</p>	<p>(ア)</p> <p>②トータルリターンについて計算し、顧客からの照会があれば回答しています。顧客全員に交付する書面ではありませんが、運用相談の一環として用いている書面でトータルリターンを表示しております。</p> <p>(イ)</p> <p>運用相談の一環として用いている書面でトータルリターンを表示できる投資信託の範囲に限定はございませんが、システムが過去データを保有していない顧客に対しては、当該書面の出力ができない仕様となっております。</p> <p>(ウ)</p> <p>現在運用相談の一環として用いている書面でのトータルリターンの計算は、以下の手順です。</p> <p>[トータルリターン]=[時価評価額]-[投資額]+[分配金累計額]</p> <p>[時価評価額]=[基準日時点の基準価額]×[保有口数]</p> <p>[投資額]=[取得単価※]×[保有口数]</p> <p>※一般口座預かりの場合は個別元本</p> <p>※取得単価は個別元本に取得費用(購入時手数料等)を上乗せして算出</p> <p>*外国投信の時価はTTBで算出(外貨決済の場合は非表示)</p>

N社	O社	P社
<p>(ア) ①</p> <p>(イ) 対象とする投資信託の範囲(商品別の対象範囲)や顧客の範囲(個人/法人/特定投資家)を限定せず、アフターフォローの一環として実施している。ただし、計算・通知は、基準日時点において、「1ファンドへの投資金額が1百万円以上」かつ「1ファンドの損益率が▲10%以上」のお客さまに対し、全投資ファンドのトータルリターンを送付している。</p>	<p>(ア) ①かつ②</p> <p>(イ) 国内公募投資信託および外国籍投資信託</p> <p>(ウ) (エ) 別添資料の通り。</p>	<p>(ア) ①⇒5行、②⇒2行(文書で回答⇒1行、口頭で概算値を回答⇒1行)</p> <p>(イ) 投信全商品⇒5行</p> <p>追加型株式投資信託⇒1行</p> <p>未回答⇒1行</p> <p>(ウ) (エ)</p> <p>[A行]</p> <p>(ウ) 上記Ⅱ. 2. (ア)の(1)は「(e)受渡代金(税込)」、(2)は「(c)受渡代金」、(3)は「(c)分配金受渡代金」、(4)は「計算時点の解約価額×保有口数」。ただし、取引残高報告書に同封する「ご投資状況のお知らせ」の時価評価額(計算時点の評価金額)は、「計算時点の基準価額×保有口数」として算出している。</p> <p>(エ) 取引残高報告書に「ご投資状況のお知らせ」を同封し、四半期毎に通知する(詳細は別添1参照)。電話照会に対する回答は、①通算投資額(約定代金+販売手数料+販売手数料にかかる消費税額)、②通算解約等受取額(約定代金-解約手数料+分配金額-分配金課税)、③評価金額(計算時点の解約価額×保有口数)、④通算損益(②+③-①)を口頭で回答している。</p>

トータルリターンの通知について

平成 24 年 8 月 30 日

1. 基本的な考え方

- ・協会（又は金融庁）が定める制度としては、考え方や必要要件を整備した上で、協会員全社が実施可能なレベルとする必要がある。なお、当然のことながら、制度のレベルを超えた対応を各社が任意に行うことは妨げられないと考える。

【アンケート結果による各社の現状】

- 現行においてもトータルリターンをシステム上で自動的に算出している会社がある一方で、そのようなシステムを有しない会社がある。（前者は投資信託の銀行窓販のための専用システムであると考えられる。）
後者の場合、顧客が保有している投資信託の銘柄ごとの累積分配金額のデータを再生利用可能な電磁的データとして保有していない会社が殆どであると考えられる。
- トータルリターンを取引口座ごとに自動計算し、データ保存するためにはシステムの開発コストや運営コストが発生するだけでなく、開発には相当の時間を要すると考えられる。
- また、過去データを遡及して取り込むとすると、より大きなコストと時間を要することとなると考えられる。
- 顧客への通知に関しては、定期・定型での送付を行っている会社もあるが、問い合わせの都度個別計算を行うことによって回答を行っている会社もある。

2. 今後の検討の進め方

- ・上記の「1. 基本的な考え方」を踏まえ、トータルリターンの通知については、以下の内容を素案として検討を進めることで良いか。

項 目	内 容
1. 対象とする投資信託の範囲 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・日々決算型の投信（MRF や MMF（外貨建てを含む。））は対象外とする。 ・住宅財形・年金財形（非課税商品）、一般財形・ミリオン（課税商品）又は DC 専用の投資信託は対象外とする。 ・私募投信は対象外とする。

項 目	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ REIT、ETF は対象外とする。 (注) 制度実施の当初は、毎月分配型投信信託、隔月分配型投資信託のみを対象とし、順次、対象を拡大することも考えられる。
2. 対象とする投資信託の範囲 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度の施行後に、顧客が取得した投資信託又は設定された投資信託を対象とする。また、トータルリターンは取得した時点以降を計算期間とする。 (注) なお、本制度の施行前に顧客が取得した投資信託について過去遡及の可否、可能な場合その期間、簡便な代替方法の適否等について検討する。
3. 対象とする顧客の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人顧客（特定投資家を除く）を対象とする。
4. 通知の手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のいずれかの方法により、顧客に通知する。 <ul style="list-style-type: none"> ①書面の交付（送付） ②E メールによる送信 ③ホームページの顧客専用(ログイン)画面上での表示 ④顧客からの照会に対する回答 (注) ③又は④の方法の場合には、③又は④の方法でトータルリターンを知ることができる旨を顧客に対し事前に周知する。
5. 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計算方法は、以下のとおりとする。（ワーキングで概ね了承） <ul style="list-style-type: none"> （「計算時点の評価金額」＋「累計受取分配金額」＋「累計売付金額」）－「累計買付金額」 (注) 計算要素の算出方法、算出基準について統一する必要があるか（例：「計算時点の評価金額」を「基準価額」とするか「解約価額」とするか。再投資分を計算に含めるか否か。）。 ・ 投資信託協会の「投信総合検索ライブラリ」を活用することも考えられる。
6. 制度の実施時期（準備期間）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の内容を公表してから実施までの準備期間として、最低でも1年以上は必要と考えられる。 (注) 外国投資信託については、国内投資信託に遅れて実施することも考えられる。

3. さらなる検討課題

項 目	内 容
1. 外貨建投資信託の取扱い等	①外貨建て投資信託 ・外貨、円貨のどちらでトータルリターンを計算するか。 ②アンブレラ型ファンド ・サブファンド毎にトータルリターンを計算するか。 ③ブルベア型ファンド ・ブル型、ベア型の別にトータルリターンを計算するか。 ④一般口と累投口 ・一般口と累投口の別にトータルリターンを計算するか。 ⑤同一ファンド ・一旦全部売却した後に同じファンドを買い付けた場合に通算するか。 ⑥障害者マル優適格公社債投資信託 ⑦同一投信で取引部店やチャンネルが異なる場合の名寄せ
2. 相続の場合の取扱い等	①相続により取得した投資信託の取扱い ②他社から移管された投資信託の取扱い ③会社の合併等により引き継いだ顧客の保有する投資信託の取扱い ④受益証券の分割・併合や投資信託自体の併合がなされた場合の取扱い
3. 顧客への通知内容	①顧客に通知する項目（内容） ②ディスクレマーの記載内容
4. 通知の頻度	①書面（Eメール）による通知の場合の通知の頻度 ②顧客からの照会に対する回答の場合はその都度の計算で良いか。
5. 計算期間	・例えば、顧客が同一の投資信託を10年以上保有している場合、顧客の当初取得時からトータルリターンを計算、通知するか。

項 目	内 容
6. 任意の通知への対応	・制度のレベルを超えて任意の通知をする場合の指針、留意事項
7. 制度の根拠条文	・内閣府令、監督指針、協会規則のいずれかが考えられる。

以 上

1. 現行の目論見書上及び運用報告書上の信託報酬の記載

(1) 目論見書上の記載

目論見書上、信託報酬については、金額又は料率、徴収方法及び徴収時期等を記載することとされている。また、信託報酬については、総額表示のみでなく、支払先毎にその算出方法、金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載することとされている。（投資信託協会「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則」第6条：下表および（記載上の留意事項）ご参照）

投資者が直接的に負担する費用	
	購入時手数料
	信託財産留保額
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
※	運用管理費用（信託報酬）
	（委託会社）
	（販売会社）
	（受託会社）
	その他の費用・手数料

※内書き箇所

（記載上の留意事項）

1. 投資者が直接的に負担する費用（購入時手数料、信託財産留保額）、間接的に負担する費用（運用管理費用（信託報酬）、その他の費用・手数料）について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期等を記載するものとする。なお、購入時手数料、信託財産留保額、運用管理費用（信託報酬（総額））、換金時の手数料の記載に当たっては、赤字や下線など目立つように工夫するものとする。
2. 運用管理費用（信託報酬）については、運用管理費用（信託報酬）の総額表示のみでなく、支払先毎にその算出方法、金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載するものとする。

(2) 運用報告書上の記載

運用報告書上、信託報酬については、一口（元本 XX 円）当たりの金額を投信会社、販売会社、受託銀行の別に記載することとされている。なお、信託報酬の計算方法については、追加型投資信託の場合、「信託報酬＝期中の平均基準価額×信託報酬率」とされている。（投資信託協会「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」別表1. 2. (4)：下表及び（注）ご参照）

○1口（元本 XX 円）当たりの費用明細

項目	当期
(a)信託報酬	円
（投信会社）	
（販売会社）	
（受託銀行）	

（注）

（単位型投資信託）

信託報酬＝[期中の平均基準価額]×信託報酬率（※）

（※）信託報酬を純資産ベースで日々計上しているファンド。

もしくは

＝[半期末の支払信託報酬額]／[半期末の受益権口数]＋[期末の支払信託報酬額]／[期末の受益権口数]

（追加型投資信託）

信託報酬＝[期中の平均基準価額]×[信託報酬率]

2. 受益者に対し通知すべき金額（料率）

上述のとおり、信託報酬については、すでに目論見書及び運用報告書において一定の開示がなされているが、金融庁投信ワーキング「中間論点整理」においては、さらなる取り組みとして「受益者が実際に負担した総額を受益者が把握できるような取り組み」が求められている。この点、「実際に負担した総額を受益者が把握できる」という観点から、信託報酬について、現行の開示事項に加え、どのような金額（又は料率）を受益者に通知すべきか検討する必要がある。

〈照会事項5〉

・信託報酬について、具体的にどのような金額（又は料率）を受益者に通知することが考えられるか及びその理由を教えてください。

(会員)

A社	B社	C社	D社
<p>顧客毎の信託報酬を正確に計算することはできないため、あくまでも推計値となる。</p> <p>推計値を計算するためには、</p> <p>①日々信託報酬を計算し積み上げる。(評価額×信託報酬率÷365日)</p> <p>②顧客の日々の評価額の平均値を計算し、信託報酬を求める。 (平均評価額×信託報酬率×保有日数÷365日)</p> <p>③顧客の平均保有口数を計算し、計算時点の基準価額から評価額を計算する。</p> <p>④評価時点の評価額から計算する(評価額×信託報酬率×保有日数÷365日)</p> <p>などが考えられますが、いずれの場合も膨大なシステム開発コストが必要と考えられます。</p> <p>また、あくまでも推計値に過ぎない数値を他の情報と同等に開示することに問題はないか検討する必要があると思います。</p>	<p>信託報酬を顧客個人の収支に反映させるのは困難というより、不可能に近いレベルと考えます。投資者個人にかかる信託報酬額は、目論見書に記載されている信託報酬率を単純に保有口数で割ればよいというのではなく、信託報酬をファンドの価額から吸い上げるタイミングや方法もファンドにより異なっています。たとえば、決算日に一気に報酬を引き去るのなら、投資者個々の不公平(保有期間)はあるにせよ負担額を一律負担として計算することはできますが、日々報酬計算をして基準価額から引き落としている場合は、顧客ごとに保有日数とその間の日々の報酬額を計算しなければなりません。さらには、販社への代行報酬に関しては、その残高によって料率が変わることもありますから、計算はきわめて複雑であり、「あなたにはいくら負担いただいています」と正確に示すことはおそらく不可能と考えます。できるとすれば目論見書に表示された料率に保有口数と保有期間をかけて計算することになると思いますが、それであれば新たに通知する意味は無いのではないかと思います。</p>	<p>信託報酬については、日々、ファンドの純資産総額に対して信託報酬率を乗じて日々換算した金額をファンドの純資産総額から控除していることから、投資家が支払った信託報酬も同様の計算によって算出すべきと考えられる。</p> <p>また、通知に当たっては、金額ベースが良いと考えられる。</p>	<p>信託報酬は、目論見書上に記載の信託報酬の料率(現行の開示事項)。理由:信託報酬は受益者の保有する投資信託の純資産残高に一定の料率を乗じたものであり、受益者にその料率を通知し理解していただくことが適当であるため。</p> <p>また、受益者が実際に負担した信託報酬の総額を受益者が具体的に金額で把握できるようにするためは、受益者の当社での当該投資信託残高の日々の増減の情報に加え、当社預かりの投資信託残高に係る信託報酬総額の実際金額の情報が、日々、必要であるが、現状、投資信託財産の計算を行う投資信託委託会社から信託報酬総額の実際金額の情報が得られていないため。</p>

E社	F社
<p>目論見書等において料率が記載されていること、また、運用報告書において開示がなされていることから実際に負担した総額の概算値を計算することができるため、現状でも足りと考えるが、通知を前提として考えられる金額は、運用会社において計算される日々の信託報酬額を保有期間に応じて合計した額</p>	<p>信託報酬については料率を通知することが適切かと考えます。その理由は下記の点です</p> <p>① 信託報酬率は、投資成果とは異なり一定率が必ず課されるものであり明確である。通知には料率を掲示することで再認識を促すことで足りると考えられる。</p> <p>② ファンド・オブ・ファンドなど、投資先のファンドの組み入れ比率が変化するファンドについては、実際の信託報酬率が確定できない。また、目論見書や運用報告書などの作成費用をファンドから控除する委託会社(主に外資系)もあり、これらの額も事前に確定させることができない。</p> <p>③ 信託報酬は日々のファンドの純資産に対して課される、トータルリターン算出方法が一部解約にも対応した方式の場合には、信託報酬も当然同様の計算を行う必要があり、投資家毎、ファンド毎に日々の残高に対して累積計算していく(または投資家毎に保有期間中の平均残高を計算する)必要があると考えられる。それは販売会社のシステムにとって大変重い作業であり、多額のシステム開発費、ランニングコストの発生が想定される。(MR Fの分配金累積の仕組みを全ての株式投信で行うようなもの)</p> <p>また、過去に遡って計算を行うことは実質的に困難であり、トータルリターンと違う基準(期間)での通知となると考えられる。この場合には「このトータルリターンを生むのに、どのくらいのコストが掛かったか?」との主旨から考えると問題であると思われる。</p> <p>④ 信託報酬は既に基準価額算出の段階で控除されており、基準価額から計算されるトータルリターンと同時に通知した場合には、トータルリターンからさらに控除されるかのよう誤解を与えるのではないかと?</p> <p>⑤ 稀にあると思われる成功報酬を取るようなタイプのファンドでは計算できないのではないかと?</p> <p>金額を計算する場合には、投資家毎の一定期間の平均残高を計算しそれに保有日数で計算を行うのが最も容易かと思えます。(ただしこれも多額のシステム開発コスト、ランニングコストが想定されます) 平均残高 × 信託報酬率 × 保有日数 ÷ 365</p>

G社	H社	I社	J社
<p>・信託報酬は、単純に当該ファンドの年率で徴収されているものもあるが、国債の利回りや基準価額の騰落率、コールレートの実績に基づくものなど日々変動しているものがある。また、〇〇%以内など上限をルールとしているの、投資対象ファンドが存在している場合は投資対象先の信託報酬を加味する必要があるなど、さまざま。厳密に計算し、金額を表示することは困難と考える。</p> <p>料率を通知するのであれば、目論見書へ記載されている内容をそのまま記載しておく必要がある。一部省略することを行った場合は、逆に誤認を与える表示になりかねない。</p> <p>販売会社によると思われるが、当社においては、信託報酬率をシステム管理していないため、新たなシステムの構築が必要。</p>	<p>信託報酬については、運用会社において計算されるものであり、投資先ファンドの運用実績や残高状況に応じて変動する場合があるなど、販売会社側では実際の負担額は算出できないものと考えます。現状「運用報告書」に記載されている1万口当りの費用の項目の「信託報酬額」について、たとえば、目論見書や月次の運用報告レポートへも直近の値を参考値として記載することとすることにより、既存受益者のほか、一般投資家においても、自身の保有コストを簡便的に計算しやすくすることが可能であると考えます。</p>	<p>個々の投資家の正確な負担総額を算出することは、極めて困難である為、通知するにしても、期末時点の保有口数が期初と変わらないと仮定して概算を伝える等、簡便なものに止めるしかないと考えます。以下に主な理由を述べます。</p> <p>① 運用報告書上の信託報酬は、単純に期中を通じた1口当たり信託報酬額を表示すれば事足りますが、個々の投資家となると、期中における日々の保有口数×基準価額に、期中1日分の1口当たり信託報酬額を掛けて累計する必要があります(土、日、祝日も含む)。しかし、例えば毎月分配型ファンドであっても、運用報告書の開示は年2回の為、日々リアルタイムで計算・累計することは不可能で、次回報告書作成までの期間、最大7ヶ月程度の日々の保有口数データを保存しておく必要が生じます。毎月決算の都度、委託会社からいただくにしても、当期1ヶ月間の日々の保有口数データの保存が必要です。全協会員が過去における毎日の個々の投資家の個々のファンドの保有口数データを保存しているとは考えにくいことから、過去に遡った対応は困難です。将来のある時期以降からデータ保存するにしても、相当なシステム投資費用が生じると考えられます。</p> <p>② 前述の通り、最大7ヶ月程度のタイムラグがありますので、例えば、毎月20日決算のファンドを1月23日に全て売却した投資家に対し、8月になってから1月期3日間だけの信託報酬負担額を通知するケースが想定されます。まして外国投信の場合、決算は年1回で、報告書の作成はその8ヶ月程度後になりますので、1年以上前に売却済みファンドについて通知する事例もありえます。</p> <p>FoFタイプの外国投信の場合、投資先ファンドの信託報酬は正確に算出できないケースも多くあります。また、国内投信であってもFoFの投資先ファンド(個々に信託報酬は異なる)の組入比率が変動するケースがあります。したがって、運用報告書を当てにせず、目論見書上の信託報酬率を活用して販売会社が独自に計算するとしても限界があります。</p>	<p>回答無し</p>

(特別会員)

K社	L社	M社	N社
個別投資家毎の積数（基準価額×保有口数）算出に対応できないことから、独自での信託報酬の算出および通知は困難と思われる。	現行の目論見書・運用報告書において開示事項とされている内容で十分と考えられる。	保有開始来の信託報酬額（総額および内訳）を全受益者開示項目に加える対応が考えられますが、現時点では計算は行っておりません。また、今後開示を行う場合、過去のデータを保有していないため、施行以降の保有開始分についての開示に対応が限られます。料率は既に目論見書で開示されているとの認識です。	信託報酬は、実施するとしても通知する資料に「料率」を記載する程度と考えます。お客さまごとの信託報酬の累計額を算出するには、日々の口数と信託報酬控除前の基準価額から評価額を算出し信託報酬率を乗じて信託報酬額を算出し累計する必要がありますが、現実的には極めて困難と考えます。成功報酬をとるような投資信託について、どのような表記をするかなど検討が必要と考えます。

O社	P社
<p>投信窓販システムでは信託報酬率をデータとして保持していないことが通常であるため、必要となるシステム対応を中心に慎重な検討が必要なものと考えます。</p>	<p>[A行]・現行の目論見書、運用報告書記載の料率、金額でよい。</p> <p>[B行]・時価残高の変化、口数変化を考慮すると、現在の月次レポート等に記載されている1万口あたりの信託報酬の表記にとどまり、顧客別などの具体的に金額や料率を通知するのは現実的に困難であると考えます。</p> <p>[C行]・信託報酬については、委託会社が作成する月次レポート等に記載されている「基準価額変動要因」に、基準口数あたりの信託報酬額を記載し、販売会社は当該レポートを利用して、販売時やアフターフォロー時に顧客に周知・徹底する方法が妥当であると考えます（他に、①及び②の方法も考えられるが、データが膨大になり、システムに過大な負荷がかかることから、対応は困難であると考えます。</p> <p>①顧客毎の毎日の保有口数に対し1口あたり信託報酬を掛け合わせ、保有期間中積み重ねる方法 $[n \text{ 日の保有口数}] \times [1 \text{ 口あたり信託報酬額}] + [n+1 \text{ 日の保有口数}] \times [1 \text{ 口あたり信託報酬額}] \times \dots$ (保有期間中毎日積み重ねる))</p> <p>②顧客毎の平均残高（口数）を算出し、1口あたり信託報酬額を掛け合わせる方法 $[保有期間中の平均残高（口数）] \times [1 \text{ 口あたり信託報酬額}]$</p> <p>[D行、E行]・実際に要した信託報酬額（又は率）を通知する。 (通知の際には算出根拠を示す⇒1行) (実額とする理由として、受益者が直感的にコスト（費用負担）を把握できる⇒1行)</p> <p>[F行]・信託報酬率上限を記載し通知することが考えられる。 (他に、①および②の方法も考えられるが、投信会社から販売会社へのデータ提供協力や算出システムの構築等システムに過大な負荷がかかり、実務上は困難であることが想定される。 ①顧客ごと、ファンドごとの日々の純資産額に対し、信託報酬率をかけて実額を算出。対象期間の実額合計を記載。 ②信託報酬率（信託報酬率が段階制のファンドは期中の平均信託報酬率）を記載。)</p> <p>[G行]・交付目論見書や販売用資料については料率、運用報告書については料率と金額を記載する現行方式に加え、基準価額は信託報酬を日々控除した後の価額であることを、より、受益者に理解しやすく記載すべき。 (その理由：顧客に対して支払われた信託報酬の累計金額（総合計）、および1万口あたりの累計金額を通知することが望ましいが、実務的に困難。運用会社側での対応とするのが現実的。)</p>

〈その他〉

・その他、本ワーキングについてのご意見、ご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。

(会員)

【B社】

今回照会いただいた事項に対する回答は以上のとおりですが、これを回答内容どおり実施するとなると、現状では容易ではありません。現在当社が使用しているシステム及び来年から使用を予定しているシステムの中には、顧客が保有している投資信託の銘柄ごとの累積分配金額のデータを再利用可能な電磁的データとして蓄積保有していません。

前述のとおり、財形やミリオンのように専用システムで管理しているものについては今でも類似の通知はできているのですが、同様のことを過去に遡って広範囲に行うとなると容易ではありません。当社が主たるシステム開発を依頼している会社に打診してみたところ、少なく見積もっても1年では実現できないとの回答がありました。理由としては、多くの銀行が利用しているシステムは投資信託のみを扱う仕様となっているため、比較的容易にトータルリターンに相当する情報を作成できるようですが、証券会社では投資信託のほかにも株式や債券を同じ取引口座で取り扱っているため、諸権利代金・償還金・売買代金の色分けが必要となり複雑な対応が必要となるそうです。

また、取引店変更や販社間振替・相続・贈与・証券事故の是正処理の際の考慮や補正システム、大量の顧客データを管理するためのソフト・ハード面の対策、定期的通知が義務付けられた場合の昨今の環境を踏まえたランニングコスト削減対策（電磁的交付や他の交付物件との名寄せ・同封）等を鑑みると、投資信託版の特定口座に近い機能を備えた対応が必要となるものと思料します。

それも踏まえて、本件に関しては最終的な顧客への伝達部分が大きなポイントになると考えます。

トータルリターンの定義や計算期間・計算方法を定める際に顧客への伝達方法（義務・任意を含め）が決まっていないと、結果として「できないこと」を議論したことになってしまうかも知れません。

一方、いかに正確なものであってもその実施までに何年もかかったり、多額の対応費用が受入手数料や信託報酬の値上げにつながってしまうことは、金融審及び本ワーキングの趣旨に反すると思われるので、例えば、当面次のような方法がトータルリターンの通知として認められないか検討できないでしょうか。

現在、投資信託協会の「投信総合検索ライブラリ」のページには、「リターン計算」というツールが実装されており、全投資信託の銘柄ごとに購入日と購入金額を入力すれば、現在までの累積分配金額と所有期間損益額、所有期間利回りが表示され、かつ同じページに信託報酬率も表示されています。各業者は顧客からの求めに応じて当該ツールを用いて、又はこのツールを参考に自社で作成した簡易計算ツールを用いてトータルリターンを回答する（書面交付も可能）ことをもって当面の対応としてよいとはいかがでしょうか。

【E社】

トータルリターン及び信託報酬の顧客への通知にあたり、当社では通知の手段を前提として検討を行いたい。

現状当社ではトータルリターンの計算ならびに通知は顧客からの照会ベースで行っている。

現状の運営でも顧客とのトラブルはなく、また、以下の点からトータルリターンの通知に関する根本的な考え方として、顧客からの照会に対する回答をもって通知とすることを前提として議論を行いたい。

① 分配状況の把握

投資信託を購入した投資家は、運用報告書、分配金の額及び分配金込み基準価額の推移が必ず記載されているマンスリーレポートなどによって定期的に分配金の状況が把握できるほか、計算書、取引残高報告書によって分配金の額、取得コストと残高の確認ができる状況である。

投資信託の分配金は毎月変動するものではないため、概算のトータルリターンを把握することは容易であり、そこまで精緻なトータルリターンの把握を求めない顧客が大半である。

また、営業員が顧客に運用状況を説明する際には、分配金額を含めたトータルリターンをベースとして説明することが通常であるため、顧客との認識の間に乖離は見られない。

② 顧客からの照会

精緻なトータルリターンを把握したい顧客、追加投資または売却を検討される顧客（投資判断が必要な顧客）は、精緻なトータルリターンについて照会を行う場合があるが、その場合は顧客の照会内容に基づき適切な対応を行っている。

投資家レベルでもトータルリターンに関する考え方は異なるため、顧客の照会内容に基づいた対応を行うことが顧客の利益に資することになると考えられる。

③ システム・業務負担

トータルリターンの通知を行うことで新たにシステム関連コストの負担、業務負担などが発生する。このような負担を可能な限り抑制したい。

以上、トータルリターンの通知に関する基本的な考え方は顧客からの照会に対する回答をもって通知とすることを前提としたい。

一方、販売会社側よりアクティブな通知が必要とされた場合の考え方としても、顧客のトータルリターンの照会が発生した場合に誠実に対応することを前提として、定例の通知は極力簡便かつ顧客に誤解を与えない方法といたく、以下のとおり回答いたします。

【F社】

(適用の範囲)

通知を行うファンドの範囲については、個人投資家の保有する公募株式投資信託（ETF・ETNを除く）でいいのではないかと思います。MMFやMRFなどの公社債投信、確定拠出年金、REITなどについては除外が妥当だと思います。外国投信については、為替も絡むので単純には考えられないのではないのでしょうか？当社では、外債の利金・償還金からの買付け(外貨決済での買付)が多く、単純に買付時の為替レートで円ベースのトータルリターンを計算するのは意味のないことかと思えます。外貨ベースでのトータルリターンについても、最終的に円に交換することを考慮すると意味のない数字かと思えます。これらのことから外国投信については、トータルリターンの通知から除外するという判断もできるのではないかと思います。

(トータルリターンの算出)

トータルリターンの計算について、10年など長い期間を過去に遡って処理を行うのは、業務負担やコストなどの面からも現在の収益環境下では難しいと感じています。

法定帳簿の保管期間10年ですが、一定以上の過去のデータは紙ベースでの保管であることから売買データの確認には多大な作業が発生します。

なお、仮に10年遡るとしても、当社では90年代から保有されるファンド（グロソブなど）の預かりも多数ございまして、これら長期間存続するファンドは、過去のデータは確認できません。

また、他社からの移管や相続の発生、合併などで正確に買付データを把握できない預かりも多いと考えられます。

これらのことからトータルリターンの通知には賛成ですが、10年など過去データに遡っても精緻な損益の確認は難しいと考えております。

無理に計算開始時期を遡り、正確な損益と正確でない損益が並存する状況は、かえってお客様、営業員ともに混乱すると想定されます。

これらを考慮すると、銀行のようにデータがそろそろ販売会社は買付当初まで遡って対応し、過去のデータを遡るのが難しい販売会社は、通知制度の開始時など計算開始時期を各販売会社が独自に決定し、各社の取扱いファンドについて同じ基準でスタートするのなど、販売会社の状況に応じた柔軟な制度が望ましいと考えます。

仮に必ず一定期間以上遡らないといけない場合には、一般的に投信の評価機関等が運用成績の比較できる期間としている3年程度とすることも一案ではないでしょうか。

なお、買付当初まで遡らない場合には、買付増額が計算できないこととなりますが、その場合には、買付総額の代替として特定口座で管理される取得価額（非特定の場合には個別元本+概算買付手数料）に口数をかけた額を買付総額とみなすなどが適当ではないかと思えます。

(議論の進め方について)

銀行など一部の販売会社が既にトータルリターンの通知を行っているのであれば、その仕組みをベースに議論を進めるのが早のではないかと思います。

【I社】

前回は初回ということもあったと思いますが、皆さん様子見の雰囲気が窺えました。相当に重いテーマだと思いますので、活発な意見、議論ができる雰囲気にしていただきたいと思います。皆さんお忙しい方ばかりとは思いますが、場合によっては、丸1日通して議論するような機会も必要ではないでしょうか。

(特別会員)

【K社】

2013年度は投信について大きな制度改正対応が重なっているため（ISA、FATCA等）、段階的対応および簡易的対応も可となるようお取り計らいいただきたいと思います。

【L社】

外国投信や、上述した相続先や販売会社振替先等イレギュラーなものは、同じ前提で議論することが困難であり、トータルリターンの顧客宛て通知の対象から外すことを明示するか、もしくは前提を明確にして議論すべきと考える。

【M社】

過去データの全てが完全な状態で保存されていないため、過去からの積み上げを法定書類として顧客に通知することは困難です。そのため、トータルリターン・信託報酬の開示対象は、施行以降の保有開始分に限る対応をお願い致します。

【P社】

○本件対応は、システム開発が不可避であり、「基準の明確化」および「追加的なシステム開発コストの回避」を十分に検討いただくとともに、受益者保護の観点からも「分かり易い表現」に努めていただきたい。⇒1行

○顧客の理解しやすさを第一に考える必要があるが、各行が利用している投信システムで、対応可能な内容か否かについても考慮する必要がある。⇒1行

以 上